

美里町個人番号の利用に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

（2）特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

（3）実施機関 町長及び教育委員会をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

（個人番号の利用に係る事務）

第4条 実施機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

2 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。